

中小事業主掛金納付制度に係る審査要領

※「法」とは、確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）、「省令」とは、確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号）をいう。

1. 制度の概要

(1) 概要

中小事業主掛金納付制度は、企業年金を実施していない中小企業が、従業員の老後の所得確保に向けた支援を行うことができるよう、その従業員が拠出する加入者掛金との合計額が個人型確定拠出年金（以下「個人型年金」という。）の拠出限度額の範囲内となる限度において、個人型年金に加入する従業員が拠出する加入者掛金に追加して中小事業主掛金を納付するもの。

(2) 対象事業主

中小事業主掛金を拠出できる事業主は、企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であって、その使用する第 1 号厚生年金被保険者の数が 300 人以下のものとする。

なお、同一事業主が 2 以上の厚生年金適用事業所において実施する場合は、全ての厚生年金適用事業所において使用される第一号厚生年金被保険者の総数が 300 人以下であること。

(3) 対象者

事業主が中小事業主掛金を拠出できる者は、(2) の事業主に使用される第 1 号厚生年金被保険者であって、個人型年金に加入している者とする。

また、対象者に一定の資格を定めることができる。（ただし、特定の者に不当に差別的なものであってはならない。）

(4) 拠出額

中小事業主掛金の拠出限度額（月額）は、中小事業主掛金額と従業員が拠出する加入者掛金額の合計額が 5,000 円以上 23,000 円以下の範囲内であって定額とする。ただし、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」（平成 30 年厚生労働省告示第 430 号）の「基本的な考え方」を踏まえ、労働協約又は就業規則その他これらに準ずるもの（以下「労働協約等」という。）における給与及び退職金等の労働条件が異なるなど中小事業主掛金額に差を設けることにつき合理的な理由が

ある場合は、対象者の資格を区分し、資格ごとに拠出額に差を設けることができる。

また、中小事業主掛金の拠出について、拠出区分期間を設定する場合は、対象者全員に同一の拠出区分期間を設定するものとする。

(5) 掛金の納付

中小事業主掛金の国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）への納付は、加入者掛金を含めて事業主を介して行う。

2. 各種手続

(1) 開始

事業主は、中小事業主掛金の納付を開始するときは、事業主が使用する第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合（当該労働組合がないときは、当該第1号厚生年金被保険者の過半数を代表する者）の同意を得て、以下の事項を記載した届出書を、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長）及び連合会に届け出るものとする。

- ① 名称（様式第 K-301 号）
- ② 住所（様式第 K-301 号）
- ③ 拠出開始年月（様式第 K-301 号）
- ④ 対象者の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号(様式第 K-303 号)
- ⑤ 対象者の中小事業主掛金額（様式第 K-303 号）
- ⑥ 対象者に一定の資格を定める場合はその範囲（様式第 K-301 号）
- ⑦ 中小事業主掛金の額を資格ごとに同額とする場合は、その資格ごとの額（様式第 K-306 号）

※①～⑤は記載が必須。⑥⑦は設定する場合に記載。

なお、上記届出書には、以下の書類を添付するものとする。

- i 省令様式第 10 号（事業主の資格に関する現況）
- ii 省令様式第 11 号（中小事業主掛金拠出及び掛金額の同意書）
- iii 省令様式第 12 号（一定の資格に関する同意書）
- iv 労働協約等の写し
- v 省令様式第 15 号（労働組合の現況）

又は

省令様式第 16 号（過半数を代表する者の証明書）

※ i ii v は添付が必須。iii は一定の資格を設定する場合、iv は一定の資格を「一定の職種」で定める場合又は資格ごとに中小事業主掛金の額を同額とする場合に添付。

(2) 変更

事業主は、(1)により届け出た事項に変更があったときは、以下の事項を記載した届出書を、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長）及び連合会に届け出るものとする。

- ① 名称（様式第 K-302 号）
- ② 住所（様式第 K-302 号）
- ③ 変更年月日（様式第 K-302 号）
- ④ 対象者（届出事項に変更があった者に限る。）の氏名（氏名変更にあつては変更前後の氏名）、性別、生年月日及び基礎年金番号（対象者を追加する場合は様式第 K-303 号、対象者を削除する場合は様式第 K-304 号、既に届け出ている対象者の事項を変更する場合は様式第 K-305 号）
- ⑤ 変更があつた中小事業主掛金額（変更前後。拠出期間の変更を含む。）（対象者を追加する場合は様式第 K-303 号、対象者を削除する場合及び既に届け出ている対象者の中小事業主掛金額を変更する場合は様式第 K-304 号）
- ⑥ 対象者に一定の資格を定める場合（当該資格を変更する場合を含む。）はその範囲（様式第 K-302 号）
- ⑦ 中小事業主掛金の額を資格ごとに同額とする場合（当該資格ごとの額を変更する場合を含む。）は、その資格ごとの額（様式第 K-306 号）

※①～③は記載が必須。④～⑦は変更する場合に記載。

なお、⑤～⑦の事項を変更する場合は、以下の書類を添付するものとする。

- i 上記⑤の事項を変更する場合（既に届け出ている対象者の中小事業主掛金額を変更する場合）
省令様式第 13 号（中小事業主掛金の変更の同意書）
- ii 上記⑥の事項を変更する場合
省令様式第 12 号（一定の資格に関する同意書）
- iii 上記⑥・⑦の事項を変更する場合
労働協約等の写し（一定の資格を「一定の職種」で定める場合又は資格ごとに中小事業主掛金の額を同額とする場合に限る。）
- iv 上記⑤～⑦の事項を変更する場合
省令様式第 15 号（労働組合の現況）
又は
省令様式第 16 号（過半数を代表する者の証明書）

(3) 終了

事業主は、(1)により届け出た中小事業主掛金の拠出をしないこととなったときは、以下の事項を記載した届出書を、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長）及び連合会に届け出るものとする。

- ① 名称（様式第 K-301 号）
- ② 住所（様式第 K-301 号）
- ③ 拠出しないこととした理由（様式第 K-301 号）

※①～③は記載が必須。

なお、上記届出書には、以下の書類を添付するものとする。

- i 省令様式第 14 号（中小事業主掛金を拠出しないこととする同意書）
- ii 省令様式第 15 号（労働組合の現況）

又は

省令様式第 16 号（過半数を代表する者の証明書）

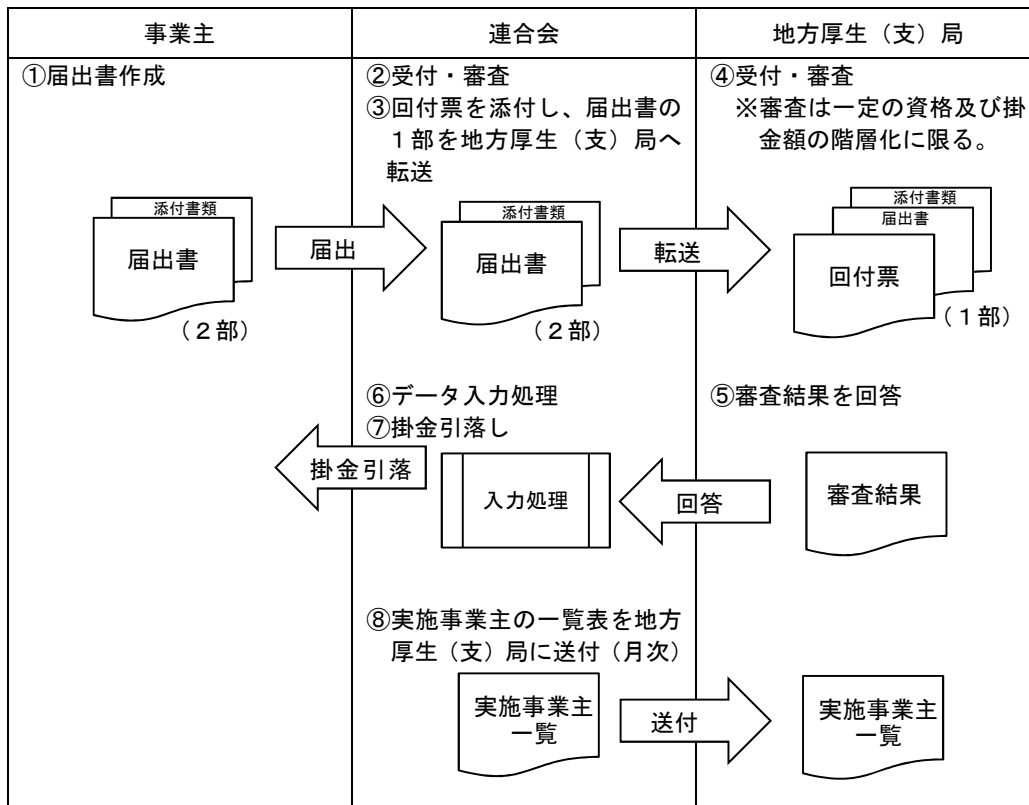
(4) 現況届（毎年 1 回）

事業主は、毎年 1 回、省令様式第 10 号（事業主の資格に関する現況）を、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長）及び連合会に届け出るものとする。

3. 審査手順

(1) 事務処理の流れ

(ア) 開始時及び変更時



【事業主が実施する内容】

- 届出書を2部（地方厚生（支）局宛て及び連合会宛て）作成し、2部を連合会に届出。

【連合会が実施する内容】

- 届出書の記載内容（2（1）①～⑤又は（2）①～⑤）を審査。
- 回付票を添付し、届出書の1部を地方厚生（支）局に転送（週1回）。

【地方厚生（支）局が実施する内容】

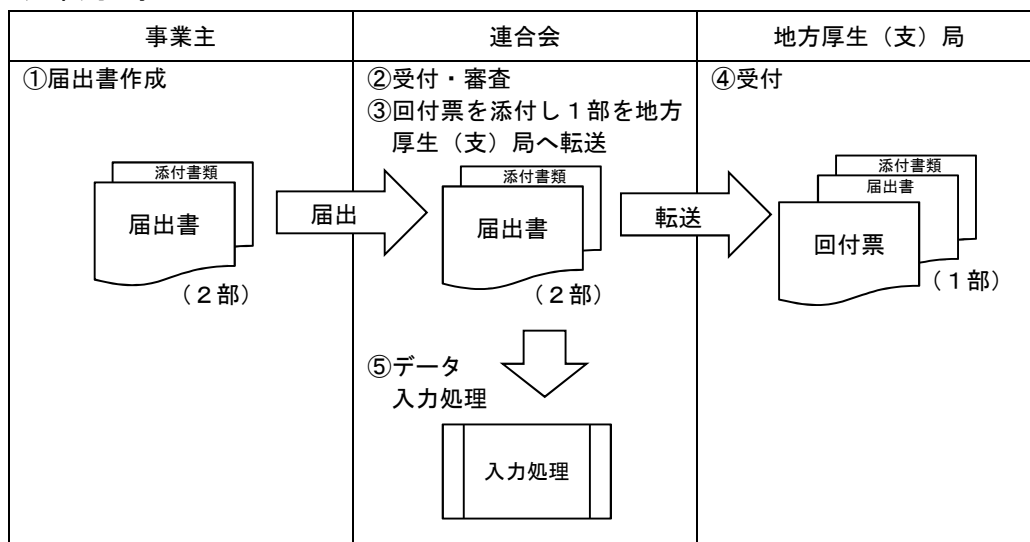
- 届出書の記載内容（2（1）⑥及び⑦又は（2）⑥及び⑦）を審査。
- 審査結果を連合会に回答（2週間以内）※「5. 連合会への書類送付」参照

【連合会が実施する内容】

- 中小事業主掛金の額等をシステムに入力。
- 中小事業主掛金及び加入者掛金を中小事業主が指定する口座から引き落とす。
（月次処理）

- ⑧ 中小事業主掛金制度を実施している事業主の一覧表を地方厚生（支）局に送付。

(イ) 終了時



【事業主が実施する内容】

- ① 届出書を2部（地方厚生（支）局宛て及び連合会宛て）作成し、2部を連合会に届出。

【連合会が実施する内容】

- ② 届出書の記載内容（2（3）①～③）を審査。
 ③ 回付票を添付し、届出書の1部を地方厚生（支）局に転送（週1回）。

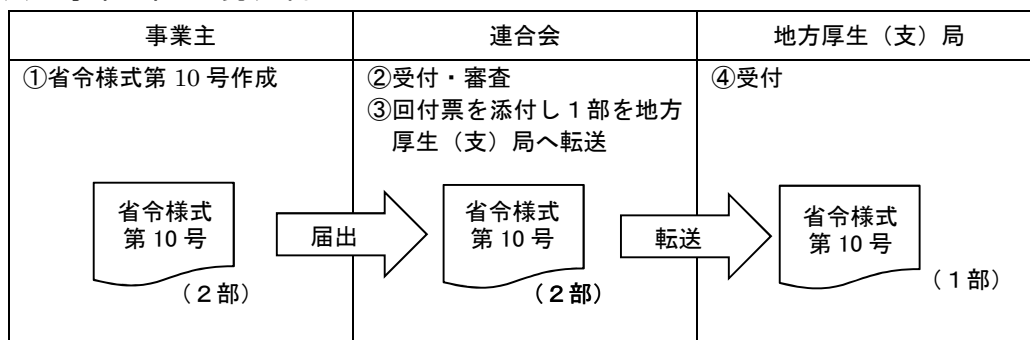
【地方厚生（支）局が実施する内容】

- ④ 届出書の受付。

【連合会が実施する内容】

- ⑤ 中小事業主掛金終了をシステムに入力。

(ウ) 毎年1回の現況届



【事業主が実施する内容】

- ① 省令様式第10号（事業主の資格に関する現況）を作成し、2部を連

合会に届出。

【連合会が実施する内容】

- ② 省令様式第 10 号の記載内容を審査。
- ③ 省令様式第 10 号に転送（週 1 回）。

【地方厚生（支）局が実施する内容】

- ④ 省令様式第 10 号の受付。

(2) 届出書の記載内容及び添付書類に不備があった場合の対応

- ① 記載内容に不備があった場合は、事業主に連絡・確認し、職権により補正可能な事項は補正する。
- ② 添付書類が不足する場合は、事業主に連絡し、追加提出を依頼する。
- ③ ①により修正が不可の場合、②により 2 週間以上経っても書類の追加提出がない場合は、連合会を經由し、届出書を事業主に返戻する。（返戻書を添付）

4. 審査内容

(1) 一定の資格の審査

中小事業主掛金を拠出する対象者について一定の資格を定めるに当たっては次のとおりとし、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」の「基本的な考え方」を踏まえること。

「一定の資格」として定めることができる資格とは、次の①又は②に掲げる資格であり、これら以外のものを「一定の資格」として定めることは、基本的には特定の者に不当に差別的な取扱いとなるものであること。

① 「一定の職種」

「一定の職種」に属する加入者（厚生年金適用事業所に使用される法第 2 条第 6 項に規定する第 1 号厚生年金被保険者であって、個人型年金加入者であるものをいう。以下同じ。）のみを中小事業主掛金の拠出の対象となる者とする。この場合において、「職種」とは、研究職、営業職、事務職などをいい、労働協約等において、これらの職種に属する従業員に係る給与や退職金等の労働条件が他の職種に属する従業員の労働条件とは別に規定されているものであること。

② 「一定の勤続期間」

当該厚生年金適用事業所に使用される期間（いわゆる勤続期間）のうち、「一定の勤続期間以上（又は未満）」の従業員のみ中小事業主掛金の拠出の対象者とする。なお、見習期間中又は試用期間中の従業員については中小事業主掛金の拠出の対象としないことができる

ものであること。

(2) 労働協約等における給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合にあっては、資格を区分(グループ区分)することができること。

(3) 掛金額設定の審査

資格ごとに同額の中小事業主掛金額とすることができるが、事業主掛金額に差を設ける場合にあっては、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」の「基本的な考え方」を踏まえ、労働協約等における給与及び退職金等の労働条件が異なるなど事業主掛金額に差を設けることにつき合理的な理由があること。

5. 連合会への書類送付

(1) 回付票の記入

連合会から送付される回付票における「一定の資格等の有無」欄に「有」が記載されている届出書について、「回答」欄に審査の結果(「可」又は「不可」)を記入する。

(2) 返戻書の作成

(1)の回付票における「回答」欄に「不可」を記入した場合は、返戻書を作成する。

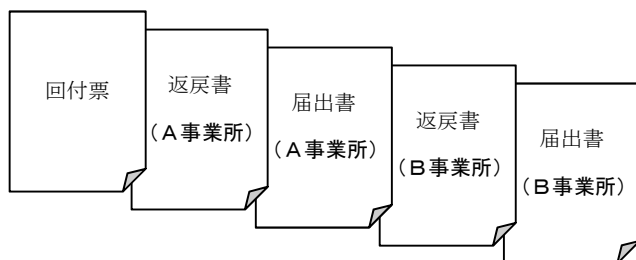
【返戻書の記載事項】

- ① 登録事業所番号
- ② 事業所名称
- ③ 対象届出書(該当する届出書に「○」を付すこと。)
- ④ 返戻理由
- ⑤ 地方厚生(支)局の照会先

(3) 連合会への書類送付

連合会に返戻する届出書を送付する場合は、回付票に返戻する事業所の返戻書と届出書を添付し送付する。ただし、回付票の「回答」欄に「不可」の記入がない場合(返戻する届出書がない場合)は、回付票のみを電子メールで送付する。なお、連合会は、当該事業所に届出書を返戻する場合、地方厚生(支)局が作成した返戻書を添付し送付するものとする。

【連合会へ送付する書類の添付順序】



【国民年金基金連合会送付先】

〒106-0032

東京都港区六本木6-1-2 1-9F

国民年金基金連合会 確定拠出年金部

※厚生(支)局の回答欄に不可の記載がない場合は、以下のメールアドレスに送付

E-mail: kyoshutsu@npfa.or.jp

送付するメールの件名は「中小事業主掛金届書回付票(〇〇厚生(支)局)」とすること。

6. その他留意事項

個人情報の取扱いについては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号)その他関係法令及び「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について」(平成16年総管情第84号)に基づき、適切に管理すること。

(参考) 回付票 (連合会 ⇄ 地方厚生 (支) 局)

中小事業主掛金届書回付票

国民年金基金連合会			〇〇厚生 (支) 局	
送付日	2018年〇月〇日		送付日	2018年△月△日

国民年金基金連合会 記載欄				厚生(支)局 記載欄
登録事業所番号	事業所名称	届出区分	一定の資格等の有無	回答
00001111	株〇〇〇〇	開始	有	
00002222	株△△△△	変更	有	
00033333	株□□□□	変更	無	-
00004444	株××××	終了	無	-

- (注1) 「届出区分」欄は、「開始」、「変更」又は「終了」を記載すること。
 (注2) 「一定の資格等の有無」欄は、新たに一定の資格又は当該資格ごとに中小事業主掛金を同額とすることを設ける場合には「有」、それ以外は「無」を記載すること。
 (注3) 「回答」欄は、「可」又は「不可」を記載すること。なお、「一定の資格等の有無」欄が「無」の場合は回答は不要。
 (注4) 「回答」欄に「不可」を記載した場合は、返戻書及び当該届書の一式を添付し、国民年金基金連合会に送付すること。

【国民年金基金連合会送付先】
 〒106-0032
 東京都港区六本木6-1-21-9F
 国民年金基金連合会 確定拠出年金部
 ※厚生(支)局の回答欄に不可の記載がない場合は、以下のメールアドレスに送付
 E-mail: kyoshutsu@npfa.or.jp
 送付するメールの件名は「中小事業主掛金届書回付票(〇〇厚生(支)局)」とすること。

	届書件数	内、一定の資格等を定めた件数
開始	1	1
変更	2	1
終了	1	0
合計	4	2

(参考) 返戻書 (地方厚生 (支) 局 → 連合会)

返戻書

登録事業所番号	事業所名称
01234567	(株)〇〇〇〇

◆ 対象届出書

<input type="radio"/>	中小事業主掛金納付開始・終了届
<input type="checkbox"/>	中小事業主掛金納付変更届

◆ 届出のありました中小事業主掛金納付開始・終了届は、以下の理由により返戻いたします。

返戻理由	
------	--

上記の内容を修正いただき、国民年金基金連合会に送付してください。

(照会先)

〇〇厚生(支)局

〇〇〇〇部〇〇〇〇課

(電話)

(参考) 様式第 K-301 号 中小事業主掛金納付開始・終了届

国民年金基金連合会 厚生労働省

連合会用 届
厚生労働省用

届書コード **iDeCo** 中小事業主掛金納付開始・終了届

07021

登録事業所番号	フリガナ	カ	ネンキンシヨクヒン	
00111111	事業所名称	(株) 年金食品		
所在地	フリガナ トウキョウト マルマルク シカクサンカク1-2-3 〒111-1111 連絡先電話番号 (12-3456-7890) 東京 都 区 ●● 市 区 □△1-2-3			

1. 中小事業主掛金の拠出を開始する場合、レ点および以下をご記入ください。

中小事業主掛金対象者登録届、様式第10号、様式第11号、様式第15号又は16号(※)を添付してください。

開始年月 9: 令和 02 年 10 月 開始年月の翌月以降、直近の納付月から引落しを開始します。

掛金の納付月	事業主が中小事業主掛金を納付する月(口座引落し月)にレ点をご記入ください。毎月26日(金融機関が休業日の場合は、翌営業日)が口座引落日です。	当年	1月(12月分)	2月(1月分)	3月(2月分)	4月(3月分)	5月(4月分)	6月(5月分)	7月(6月分)	8月(7月分)	9月(8月分)	10月(9月分)	11月(10月分)	12月(11月分)
	今年	2	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
月	翌年以降	1月(12月分)	2月(1月分)	3月(2月分)	4月(3月分)	5月(4月分)	6月(5月分)	7月(6月分)	8月(7月分)	9月(8月分)	10月(9月分)	11月(10月分)	12月(11月分)	
	今年	3	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

()内は何月分の掛金であるかを表記しています。

対象者の等条件

以下のいずれかを選択してください。

1. 中小事業主掛金を拠出する対象者について、一定の資格を定めません。
(厚生年金に適用されている全従業員を対象とし、一律の中小事業主掛金額を拠出します。)

2. 中小事業主掛金を拠出する対象者について、以下の一定の資格(職種又は勤続期間に限る)を定めます。

資格 [総合職で勤続3年以上]

以下に該当する場合は、選択してください。

一定の資格(職種・勤続期間)以外に、中小事業主掛金を拠出する対象者について、労働協約又は就業規則その他これらに準ずるものにおける給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合において資格を区分し、資格ごとに事業主掛金の額を定めます。

区分 []

以下の書類も添付してください。

- 上記2. の拠出対象者に一定の資格(職種・勤続期間)を定める場合は様式第12号
- 一定の資格(職種・勤続期間)やそれ以外の資格ごとに事業主掛金の額を定める場合は「資格別中小事業主掛金届」
- ①一定の職種により拠出対象者の資格を定める場合は一定の職種及びそれ以外の職種の労働条件、②一定の勤続期間以外の資格ごとに事業主掛金の額を定める場合は資格ごとの労働条件、が規定されている労働協約又は就業規則などの写し

2. 中小事業主掛金の拠出を終了する場合、レ点および以下をご記入ください。

様式第14号、様式第15号又は16号(※)を添付してください。

終了年月 9: 令和 年 月

終了理由

※従業員数の過半数で組織する労働組合がある場合様式第15号、労働組合がない場合様式第16号を添付してください。

各種届書・添付書類	確認	連合会使用欄
中小事業主掛金対象者登録届	<input type="checkbox"/>	連合会 9: 令和 年 月 日 厚生労働省
資格別中小事業主掛金届	<input type="checkbox"/>	
資格を定める規定等の写し	<input type="checkbox"/>	
様式第10号	<input type="checkbox"/>	
様式第11号	<input type="checkbox"/>	
様式第12号	<input type="checkbox"/>	
様式第14号	<input type="checkbox"/>	
様式第15号	<input type="checkbox"/>	
様式第16号	<input type="checkbox"/>	


様式第 K-301 号 (2020.10)

(参考) 様式第 K-302 号 中小事業主掛金納付変更・削除届

国民年金基金連合会 厚生労働省

連合会使用 換
厚生労働省使用

届書コード **iDeCo⁺** 中小事業主掛金納付変更・削除届
07021

登録事業所番号 00111111	事業所名称 フリガナ カ) ネンキンシヨクヒン (株) 年金食品	
所在地 フリガナ トウキョウト マルマルク シカクサンカク1-2-3 〒111-1111 連絡先電話番号 (12-3456-7890) 東京 都 市 区 □△1-2-3		
中小事業主掛金に関する情報を 変更する年月日	9: 令和 02 年 10 月 01 日	

届出ている中小事業主掛金の情報について変更がある場合、該当箇所にレ点および必要事項をご記入ください。(複数可)

中小事業主掛金を納付する月を以下のとおり変更します。 中小事業主掛金額変更・削除届、様式第13号、
様式第15号又は16号(※)を添付してください。

変更する年月日の翌月以降から 納付する月にレ点をご記入ください。	当年	1月 (12月分)	2月 (1月分)	3月 (2月分)	4月 (3月分)	5月 (4月分)	6月 (5月分)	7月 (6月分)	8月 (7月分)	9月 (8月分)	10月 (9月分)	11月 (10月分)	12月 (11月分)
	令和 2	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	翌年以降	1月 (12月分)	2月 (1月分)	3月 (2月分)	4月 (3月分)	5月 (4月分)	6月 (5月分)	7月 (6月分)	8月 (7月分)	9月 (8月分)	10月 (9月分)	11月 (10月分)	12月 (11月分)
	令和 3	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

中小事業主掛金を提出する対象者等の条件を変更します。
条件変更に伴い新たに対象者となる方がいる場合、「中小事業主掛金の対象者を追加します。」も併せてご記入ください。
対象から外れる方がいる場合、および金額に変更がある方がいる場合、「対象者の中小事業主掛金額を変更します。」も併せてご記入ください。

変 更 後 の 条 件
以下のいずれかを選択してください。
<input type="radio"/> 1. 中小事業主掛金を提出する対象者について、一定の資格を定めません。 (厚生年金に適用されている全従業員を対象とし、一律の中小事業主掛金額を提出します。)
<input type="radio"/> 2. 中小事業主掛金を提出する対象者について、以下の一定の資格(職種又は勤続期間に限る。)を定めます。
資格 [_____]
以下に該当する場合は、選択してください。
<input type="radio"/> 一定の資格(職種・勤続期間)以外に、中小事業主掛金を提出する対象者について、労働契約又は就業規則その他これらに準ずるものにおける給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合において資格を区分し、資格ごとに事業主掛金の額を定めます。
区分 [_____]
➡ 以下の書類も添付してください。 ・上記2.の提出対象者に一定の資格(職種・勤続期間)を定める場合は様式第12号 ・一定の資格(職種・勤続期間)やそれ以外の資格ごとに事業主掛金の額を定める場合は資格別中小事業主掛金届 ・①一定の職種により提出対象者の資格を定める場合は一定の職種及びそれ以外の職種の労働条件、②一定の勤続期間以外の資格ごとに事業主掛金の額を定める場合は資格ごとの労働条件、が規定されている労働契約又は就業規則などの写し

中小事業主掛金の対象者を追加します。 ➡ 中小事業主掛金対象者登録届を添付してください。

対象者の中小事業主掛金額を変更します。 ➡ 中小事業主掛金額変更・削除届を添付してください。
(一部対象者の取りやめ(納付額0円)の場合を含む)

既に届け出ている対象者の情報(※)を変更します。 ➡ 中小事業主掛金対象者情報変更届を添付してください。
※基礎年金番号、氏名、生年月日、性別

※従業員の過半数で組織する労働組合がある場合様式第15号、労働組合がない場合様式第16号を添付してください。

各種届書・添付書類		確認		連合会使用欄	
中小事業主掛金額変更・削除届	<input type="checkbox"/>	様式第12号	<input type="checkbox"/>	連合会	9: 令和 年 月 日
資格を定める規定等の写し	<input type="checkbox"/>	様式第13号	<input type="checkbox"/>		
中小事業主掛金対象者登録届	<input type="checkbox"/>	様式第15号	<input type="checkbox"/>		
中小事業主掛金対象者情報変更届	<input type="checkbox"/>	様式第16号	<input type="checkbox"/>		
資格別中小事業主掛金届	<input type="checkbox"/>				厚生労働省

様式第 K-302 号 (2020.10)

(参考) 様式第 K-303 号 中小事業主掛金対象者登録届

国民年金基金連合会 厚生労働省										中小事業主掛金対象者登録届																																																																																																																																																											
登録事業所番号										登録事業所名称																																																																																																																																																											
00111111										フリガナ カ) ネンキンシヨクヒン (株) 年金食品																																																																																																																																																											
基礎年金番号 性別・生年月日										氏名												中小事業主掛金額 (千円単位)																																																																																																																																															
																						納付月																																																																																																																																															
																						1月 (12月分)												2月 (1月分)												3月 (2月分)												4月 (3月分)												5月 (4月分)												6月 (5月分)												7月 (6月分)												8月 (7月分)												9月 (8月分)												10月 (9月分)												11月 (10月分)												12月 (11月分)											
1	1	1	1	-	2	2	2	2	2	フリガナ ネンキン イチロウ	氏名 年金 一郎	年齢 30	納付月 平成	1月 (12月分)	2月 (1月分)	3月 (2月分)	4月 (3月分)	5月 (4月分)	6月 (5月分)	7月 (6月分)	8月 (7月分)	9月 (8月分)	10月 (9月分)	11月 (10月分)	12月 (11月分)	1	0	0	3	0	0	3	0	0	3	0	0	3	0	0	3	0	0	3																																																																																																																									
		①男	⑤昭和		1	1	0	4	1	2	フリガナ カクテイ ハナコ	氏名 確定 花子	年齢 (1人目と同等)	納付月 平成	1月 (12月分)	2月 (1月分)	3月 (2月分)	4月 (3月分)	5月 (4月分)	6月 (5月分)	7月 (6月分)	8月 (7月分)	9月 (8月分)	10月 (9月分)	11月 (10月分)	12月 (11月分)	0	0	6	0	0	6	0	0	6	0	0	6	0	0	6	0	0	6																																																																																																																									
		②女	⑦平成		0	6	1	0	2	2	フリガナ キョシュツ タロウ	氏名 抛出 太郎	年齢 (1人目と同等)	納付月 平成	1月 (12月分)	2月 (1月分)	3月 (2月分)	4月 (3月分)	5月 (4月分)	6月 (5月分)	7月 (6月分)	8月 (7月分)	9月 (8月分)	10月 (9月分)	11月 (10月分)	12月 (11月分)	4	0	0	12	0	0	12	0	0	12	0	0	12	0	0	12	0	0	12																																																																																																																								
		③男	⑤昭和		5	6	0	3	0	6	フリガナ	氏名	年齢 (1人目と同等)	納付月 平成	1月 (12月分)	2月 (1月分)	3月 (2月分)	4月 (3月分)	5月 (4月分)	6月 (5月分)	7月 (6月分)	8月 (7月分)	9月 (8月分)	10月 (9月分)	11月 (10月分)	12月 (11月分)																																																																																																																																											
		④女	⑦平成								フリガナ	氏名	年齢 (1人目と同等)	納付月 平成	1月 (12月分)	2月 (1月分)	3月 (2月分)	4月 (3月分)	5月 (4月分)	6月 (5月分)	7月 (6月分)	8月 (7月分)	9月 (8月分)	10月 (9月分)	11月 (10月分)	12月 (11月分)																																																																																																																																											

連合会	〒	年	月	日	厚生労働省

様式第 K-303号 (30.05)

(参考) 様式第 K-304 号 中小事業主掛金額変更届

国民年金基金連合会 厚生労働省		中小事業主掛金額変更・削除届												連合会用 換														
登録事業所番号		登録事業所名称												厚生労働省用														
00111111		フリガナ カ) ネンキンシヨクヒン (株) 年金食品																										
変更区分	基礎年金番号 氏名	変更前の納付金額 (千円単位)												変更後の納付金額 (千円単位)														
		納付月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
額変更	1111-222222	平成30年						1	0	0	3	0	0	3												0	3	
削除	年金 一郎	翌年以降	0	0	3	0	0	3	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	6	
額変更	3333-444444	平成31年						2	0	0	6	0	0	6													0	0
削除	年金 花子	翌年以降	0	0	6	0	0	6	0	0	6	0	0	6	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	12	
額変更	5555-666666	平成31年																										
削除	拠出 太郎	翌年以降																										
額変更	-	平成31年																										
削除		翌年以降																										
額変更	-	平成31年																										
削除		翌年以降																										

※退職したことにより、加入者掛金を拠出しないこととなった者がいる場合、この書類のほかに「退職者に係る掛金引落停止依頼書」を提出してください。
この書類で中小事業主掛金の拠出を取り止めることはできますが、加入者掛金の拠出を停止することはできません。

連合会	7:	平成	年	月	日	厚生労働省

様式第 K-304号 (30.05)

(参考) 様式第 K-305 号 中小事業主掛金対象者変更届

国民年金基金連合会 厚生労働省



中小事業主掛金対象者情報変更届

登録事業所番号 00111111	事業所名称 フリガナ カ ネンキンシヨクヒン (株) 年金食品
---------------------	---------------------------------------

<input checked="" type="checkbox"/> 基礎年金番号	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名	(変更前の氏名)	<input checked="" type="checkbox"/> 生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 性別
3333-444444	フリガナ ネンキン ハナコ 年金 花子	フリガナ カクダイ ハナコ 確定 花子	昭和 平成 560322	① 男 ② 女
-	フリガナ	フリガナ	昭和 平成	① 男 ② 女
-	フリガナ	フリガナ	昭和 平成	① 男 ② 女
-	フリガナ	フリガナ	昭和 平成	① 男 ② 女
-	フリガナ	フリガナ	昭和 平成	① 男 ② 女
-	フリガナ	フリガナ	昭和 平成	① 男 ② 女
-	フリガナ	フリガナ	昭和 平成	① 男 ② 女
-	フリガナ	フリガナ	昭和 平成	① 男 ② 女

連合会	7 平成	年	月	日	厚生労働省

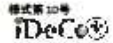

(参考) 様式第 K-306 号 一定の資格別掛金額届

国民年金基金連合会 厚生労働省 iDeCo+		資格別中小事業主掛金届												連合会用	換		
登録事業所番号		登録事業所名称												厚生労働省用			
00111111		フリガナ カ) ネンキンシヨクヒン (株) 年金食品															
資格		納付金額 (千円単位)															
		納付月	1月 加納額	2月 加納額	3月 加納額	4月 加納額	5月 加納額	6月 加納額	7月 加納額	8月 加納額	9月 加納額	10月 加納額	11月 加納額	12月 加納額			
勤続期間10年以上	令和2年													10	10		
	令和3年 以降	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
勤続期間5年以上10年未満	令和2年													8	8		
	令和3年 以降	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
勤続期間5年未満	令和2年													5	5		
	令和3年 以降	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
	令和																
	令和																
	令和																


連合会	9: 令和	年	月	日	厚生労働省

様式第 K-306号 (2020.10)

(参考) 省令様式第 10 号

		中小事業主の資格に関する現況について	
令和 1 年 10 月 31 日 現在の標記状況は以下の通りです。			
1. 厚生年金適用事業所名	株式会社 年金食品		
2. 事業主名	株式会社年金食品 代表取締役 年金太郎		
3. 企業型年金、確定給付企業年金及び存続厚生年金基金の実施状況	なし		
4. 当該厚生年金適用事業所に使用される第一号厚生年金被保険者の数	50	人	
5. 当該事業主が複数の厚生年金適用事業所で第一号厚生年金被保険者を使用する場合にあっては、その全体の第一号厚生年金被保険者の総数	90	人	
上記のとおり相違ないことを証明します。			
令和 1 年 10 月 31 日			
関東信越 厚生(支)局長 殿			
国民年金基金連合会理事長			
厚生年金適用事業所名	株式会社 年金食品		
所在地	東京都△△区××3-2-1 ●●ビル		
事業主名	株式会社年金食品 代表取締役 年金太郎		
住所	東京都△△区××3-2-1 ●●ビル		
			
様式第 10-307号(2019.05)			


(参考) 省令様式第 11 号

様式第11号	平成 30 年 5 月 1 日
事業主名 代表取締役 年金 太郎 殿	
労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名 又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の氏名 国年 一郎	
同意書	
確定拠出年金法の規定に基づく中小事業主掛金を拠出すること及び中小事業主掛金の額の決定に同意します。	
様式第 11-308号 (30.05)	


(参考) 省令様式第 12 号

様式第12号	
事業主名	平成30年 5月 1日
代表取締役 年金 太郎	殿
労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名 又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の氏名	
	国年 一郎 
同意書	
確定拠出年金法の規定に基づく中小事業主掛金の拠出の対象となる者の資格を定めることに 同意します。	
様式第 12-300号 (30.05)	


(参考) 省令様式第 13 号

様式第13号	
事業主名	平成30年 8月 11日
<u>代表取締役 年金 太郎</u> 殿	
	労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名 又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の氏名
	<u>国年 一郎</u> 
同意書	
確定拠出年金法の規定に基づく中小事業主掛金の額の変更に同意します。	
<small>様式第 Ⅱ-510号 (30.05)</small>	

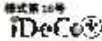

(参考) 省令様式第 14 号

様式第14号	平成30年12月11日
事業主名 代表取締役 年金 太郎 殿	
労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名 又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の氏名 国年 一郎	
同意書	
確定拠出年金法の規定に基づく中小事業主掛金を拠出しないこととすることに同意します。	
様式第 Ⅹ-511号 (30.05)	

(参考) 省令様式第 15 号

様式第 15号 iDeCo		労働組合の現況について	
令和 1 年 10 月 31 日 現在の標記状況は以下の通りです。			
1. 厚生年金適用事業所名	株式会社 年金食品		
2. 労働組合の名称	株式会社 年金食品 労働組合		
3. 当該厚生年金適用事業所に使用される第一号厚生年金被保険者の数	50	人	
4. 当該厚生年金適用事業所に使用される第一号厚生年金被保険者のうち 当該労働組合の組合員の数	40	人	
上記のとおり相違ないことを証明します。			
令和 1 年 10 月 31 日			
関東信越 厚生(支)局長 殿 国民年金基金連合会理事長			
厚生年金適用事業所名	株式会社 年金食品		
所在地	東京都△△区××3-2-1 ●●ビル		
事業主名	株式会社年金食品 代表取締役 年金太郎		
住所	東京都△△区××3-2-1 ●●ビル		
			
様式第 K-312号 (2019.05)			

(参考) 省令様式第 16 号

		証明書	
<small>下記の者が当厚生年金適用事業所の第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者として、正当に選出された者であることを証明します。</small>			
1. 所属	<u>株式会社 年金食品 営業部</u>		
2. 役職	<u>営業部係長</u>		
3. 氏名	<u>国年 一郎</u>		
4. 住所	<u>東京都■■区〇〇11-22-33</u>		
5. 選出方法	<u>令和〇年〇月〇日に立候補および社員信任投票により〇〇を選出</u>		
上記のとおり相違ないことを証明します。			
<u>令和 1</u> 年 <u>10</u> 月 <u>31</u> 日			
<u>関東信越</u> 厚生(支)局長 殿			
国民年金基金連合会理事長			
厚生年金適用事業所名	<u>株式会社 年金食品</u>		
所在地	<u>東京都△△区××3-2-1 ●●ビル</u>		
事業主名	<u>株式会社年金食品 代表取締役 年金太郎</u>		
住所	<u>東京都△△区××3-2-1 ●●ビル</u>		
			
<small>様式第 K-315号(2019.05)</small>			